

駒沢女子大学・駒沢女子短期大学公的研究費不正防止計画

令和8年4月1日改定

学校法人駒澤学園公的研究費運営・管理規程第13条に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、駒沢女子大学、駒沢女子短期大学公的研究費不正防止計画を定める。

1. 運営及び管理体制

(1) 最高管理責任者：学長

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：教育研究推進センター所長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ。

(3) コンプライアンス推進責任者：事務局長

各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正防止計画

	要因	防止計画
責任体系の明確化	慣れにより、責任者の意識が低下してくる。	最高管理責任者が各責任者に責任体系の啓発を促し、定期的に各責任者から啓発活動に関する報告を受ける。
適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備	公的研究費使用ルールが不明確で理解されていない。	明確かつ統一的なルールを定め、わかりやすい使用説明書を作成し、配付する。
	関係者のコンプライアンスに関する意識が低い。研究のためであれば、不適切な経費の執行も許され则认为している。公的研究費は、その原資が国民の税金であるという認識が欠如している。	関係者に、公的研究費の使用に関する行動規範を周知し、コンプライアンスに対する意識の向上を図る。そのために研究者・事務担当者に定期的（年1回）に研修を実施し、理解度確認テスト受講を義務付ける。不正と認められた場合は氏名を公表し、処分を行う。
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正を発生させる原因が把握できない。	機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして不正防止計画を策定・実施する。不正が認められた場合には、不正防止委員会で聞き取り調査及び分析を行い、計画策定を見直し実施する。

研究費の適正な運営及び管理活動	予算執行が年度末に偏る。	研究者が研究計画に基づき、計画的に執行しているか予算執行状況を毎年 11 月頃に把握し、研究者に通知することにより注意喚起する。正当な理由による執行の遅れについては、繰越制度の活用を勧める。
	取引業者と研究者間の密接な関係が不正取引に発展する。	一定金額以上の取引がある業者に対して、不正に関与しないように、内部監査等の調査に協力する旨の「誓約書」提出を求める。 取引業者には、どのような行為が不正にあたるのか周知し、不正に関わる要求等があった時は、本学に通報をするよう求める。
	検収確認が不十分であるため、架空の請求伝票や預け金が確認できない。	研究者ではなく、事務担当者が一定金額以上の物品発注を行い、全ての物品納入時の検収を行うことにより納品の事実を確認する。 検収の際に、疑義の生じた物品については、発注者に購入の目的を確認する。
	旅行の事実確認が不十分であるために、不正出張を確認できない。	出張報告時に、出張の事実を証明する証票等の提出を義務付ける。 出張報告書に用務先の記載を義務付けることにより、追って確認できるようにする。

3. 不正防止に関する事務は、教育研究推進センターが行う。